が変 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ経過報告書

HRNO 生徒氏名

病院に行った日:令和 年 月 日

けいかにっすう経過日数	月	日	ごぜんそ午前に	:(でいじこ 則定時亥	(tussa 引:体温	ごぞう	(でいじこく) 則定時刻	: 体温	ws 咳や、のどの痛みが sta 治まった日に○
発症した日(〇日目)	月	日	時	分:	度	時	分:	度	
1日目	月	日	時	分:	度	時	分:	度	
2日目	月	日	時	分:	度	時	分:	度	
3日目	月	日	時	分:	度	時	分:	度	
4日目	月	日	時	分:	度	時	分:	度	
5日目	月	日	時	分:	度	時	分:	度	
6日目	月	日	時	分:	度	時	分:	度	
7日目	月	日	時	分:	度	時	分:	度	
8日目	月	日	時	分:	度	時	分:	度	
9日目	月	日	時	分:	度	時	分:	度	
10 日目	月	日	時	分:	度	時	分:	度	

※発症してから 5日間は、登校できません!!

◆新塑コロナウイルス感染症の出席停止期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

①発症してから5日間経っていること。(発症した翌日を1日間とする)

 $(\dot{0}):9$ 月 $\dot{0}$ に発症したら、 $\dot{0}$ 月 $\dot{0}$ 日までは休み、 $\dot{0}$ 月 $\dot{0}$ から登校できます。)

②症状が軽快した後、丸1日が経っていること。(症状が軽快した日とその翌日までは休み。)

(症状軽快とは、解熱剤等の薬を使わずに熱が下がり、咳・のどの痛み・息苦しさ等が治まっていること。)

①・②の両方に当てはまったら登録できます。

※熱が下がらない場合や、酸やのどの痛みが治まらない場合は、5日間を過ぎていても登校できません!

◆インフルエンザの出席停止が簡は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。

①発症してから5日間経っていること。(発症した翌日を1日間とする)

 $(\hat{M}: 9 \hat{\beta} \hat{\beta})$ 日に発症したら、 $9 \hat{\beta} \hat{\beta} \hat{\beta} \hat{\beta}$ 日までは休み、 $9 \hat{\beta} \hat{\beta} \hat{\beta} \hat{\beta}$ できます。)

②熱が下がった日から2日経っていること。

(例: 熱が下がった日を解熱 0 日首として、1 日首と2 日首は休みです。3 日首から登校できます。) (一度熱が下がったのに、また発熱した場合は、最後に熱が下がったのを0 日首として数え管します。)

①・②の両方に当てはまったら登校できます。

※熱が下がらない場合は、5分からを過ぎていても登校できません!